

水巻町入札参加資格審査申請書提出要領（町内建設工事業者新規登録用）

令和7年度水巻町建設工事の入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）の受付を次のとおり行いますので、希望者は要領を熟読し必要書類を提出してください。

申請要領

1. 対象者

建設工事のうち「土木・建築・舗装・管・水道施設」を営む者であり、水巻町内に本店または支店の登記のある法人（個人業者の場合は、代表者が水巻町民）

2. 申請者の資格

次に掲げるもののいずれにも該当しないこと。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4に該当する者
- (2) 国税及び地方税並びに町税を滞納している者
- (3) 町税及び使用料等の滞納処分をうけ、以後1年を経過しない者
- (4) 建設業法第3条に規定する建設業の許可を受けていない者
- (5) 建設業法第7条第2項又は同法第15条第2項に規定する営業所ごとに配置すべき専任技術者の配置を行っていない者
- (6) 法人は水巻町内に本社又は支店の登記を有しない者（従業員が300人以上で、資本金が10億円、あるいは自己資本額が50億円を超える法人については支店を営業所又は出張所に読み替える）、個人にあってはその代表者が水巻町民でない者
- (7) 資本金100万円未満の法人又は資産（固定資産の評価額による）が300万円未満の者
- (8) 重大な反社会的行為を行い、又は行う恐れがある者として関係行政機関から通知があり、かつ、業者選定の対象とすることが適当でないと認められる者
- (9) 経営状態が著しく不健全であると認められる者
- (10) 雇用保険、健康保険及び厚生年金保険に未加入の者。ただし、社会保険等が適用除外とされている場合には申請可能です。

3. 申請方法

提出書類一覧の書類を下記送付先まで郵送してください。

【送付先】 〒807-8501 福岡県遠賀郡水巻町頃末北一丁目1番1号
水巻町役場 財政課管財係

※提出する際は、ファイル等必要はありません。

※当町にて、配送事故による書類不着の責任は負いませんので、申請者にて適切な送付方法を選択してください。

4. 受付期間

令和7年4月15日（火）必着（3月中の到着は4月1日受付とします）

5. 入札参加資格の有効期間

令和7年6月1日から令和8年5月31日まで
(入札参加資格審査の結果は、後日郵便で通知します。)

6. 注意事項

- (1) 平成 29 年度より、社会保険等の加入を入札参加要件としています。社会保険等に未加入の場合は、申請することができません。社会保険等の加入状況は経営事項審査結果通知書のその他の審査項目（社会性等）によって確認します。経審通知書において雇用保険加入、健康保険加入、厚生年金加入に一つでも無の表記がある場合には社会保険等未加入業者となります。
- なお、経審通知書発行後に社会保険等に加入した場合には、保険の加入が証明できる書類（保険料の領収証又は納入証明書などのコピー）の提出をお願いします。
- また、社会保険等の適用除外とされている者については加入しているものとして取り扱いをします。（経審通知書のその他審査項目（社会性等）欄に除外と表記されている場合）
- (2) 申請業種は、建設業の許可を受けた業種のうち、水巻町に設置している事業所（本店又は支店）に、専任技術者として配置した者が有する資格の業種となります。
- なお、登録の更新時（1 年後）までは申請業種の変更は認められません。また、期間内において専任技術者を異動した場合は、その者で登録していた業種は資格を喪失することになりますので、申請にあたっては留意のうえ提出してください（同一業種の変更は可）。
- (3) 提出書類に不備がある場合は電話連絡しますので、行政書士等の代理人が書類を作成する場合は、連絡先がわかるようにしてください。
- (4) 過去に当町の町内建設工事業者としての登録実績がない新規業者は、書類の記載事項及び実態確認のため、1 年間は指名がかかるものと考えてください。

提出書類一覧

1. 入札参加資格審査申請書

水巻町指定様式（委任状・使用印鑑届兼用様式）

申請書の申請者は本社（店）の代表者とし、印鑑は実印を押印すること。

2. 建設業許可証明書又は建設業の許可書のコピー

申請業種に必要な許可等の証明書のコピー又は許可通知書のコピーを提出すること。

※更新手続き中のものは、更新手続き中であることを確認できる書類を添付すること。

3. 民事処分の有無に関する証明書（身分証明書）（コピーでも可）

代表者のものを提出すること。

※個人のみ必要。法人は必要ありません。

4. 営業所一覧

水巻町指定様式

建設業許可申請書別紙二のコピーを添付すること。

5. 工事経歴書

水巻町指定様式又は任意様式（任意様式の場合は A4 版用紙を使用し、水巻町指定様式の記載内容と同様のものに限ります。）

直前 2 年間の決算期内の完成工事及び着工した未完成工事の主なものを記載すること。

6. 専任技術者証明書のコピー

建設業許可申請時に国土交通大臣又は都道府県知事に提出した専任技術者証明書（様式第 8 号(1)）のコピー（契約先となる営業所の専任技術者について記載のあるもの）を提出すること。変更を届け出た場合は、最新の専任技術者証明書のコピーを提出すること。

7. 技術者名簿

水巻町指定様式又は任意様式

- (1) 経営事項審査申請時に提出した技術職員名簿のコピーを添付すること。
- (2) 法令による資格・免許取得技術者については、当該免許証のコピーを添付すること。
- (3) 実務経験により許可された技術者については、実務経歴書を添付すること。
- (4) 指定建設業で監理技術者資格証の交付を受けた者はそのコピー（表・裏両面）を、また平成16年3月1日以降の交付にあっては講習会終了証のコピーも提出すること。
- (5) 雇用関係を明確に確認できる書類のコピーを添付すること。

8. 納税証明書（コピーでも可）※令和6年度課税分に限る（ただし、決算時期によって令和6年度分の提出ができない時は、令和5年度分を提出すること。）

- (1) 町税の納税証明書（未納のない証明）を受けること。なお、個人の場合は代表者の納税証明書（未納のない証明）を受けること。
- (2) 事業所所管の税務署（国税）で発行された納税証明書（法人：その3の3、個人：その3の2）
- (3) 新規設立の法人又は新規に水巻町内に事務所等を設立した法人の場合は「法人等の事務所、事業所設立（置）申請書」のコピー（町の受付印のあるもの）を提出すること。
- (4) 個人事業主の場合は固定資産評価証明書を提出すること。

※証明書類は、令和7年1月1日以降に発行されたものに限る。

9. 印鑑証明書（コピーでも可）

法人の場合は法人の印鑑証明書を、個人の場合は個人の印鑑証明書を提出すること。

※証明書類は、令和7年1月1日以降に発行されたものに限る。

10. 法人登記簿謄本（コピーでも可）

法人の場合のみ提出すること。

※証明書類は、令和7年1月1日以降に発行されたものに限る。

11. 経営事項審査結果通知のコピー

経営事項審査結果通知（P点付）のコピーを提出すること。（最新のもの）

12. 町内本店・支店の写真

水巻町指定様式

- (1) 会社名の看板等の入ったもので事務所の全景が分かるもの。
- (2) 事務所内部（机・電話等が確認できること）の全景が分かるもの。

※撮影後3ヶ月以内のものを使用すること。

13. 町内本店・支店の位置図

A4版用紙を使用すること。

14. 業者カード

水巻町指定様式

15. 切手

審査結果通知返信用切手（110円）を提出すること。

その他

1. 建設工事の5業種（土木・建築・舗装・管・水道施設）以外の建設工事、または建設工事以外の業務で指名を受けたい場合には、別途「その他業者」の申請が必要です。

2. 事業協同組合等中小企業者の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿を提出してください。
3. 入札参加資格の有効期間は2年間ですが、1年後に更新の手続きが必要です。更新手続きの方法は、町ホームページで案内します。※更新年の手続きを行わなかった場合は、資格喪失となります。
4. 入札参加有資格者名簿は、情報公開の対象になっています。
5. 工事代金の振込先口座登録を行っていない場合には、債権者登録申請書の提出をお願いします（様式は当町指定様式、ホームページよりダウンロード可能）。

記載事項変更の届け出について

申請書提出後、下記の事項に変更が生じた場合は、速やかに「入札参加資格審査申請事項変更届」を財政課管財係に提出してください。

変更事項	添付書類
1. 商号又は名称	登記簿謄本、許可（登録）証明書、印鑑証明書、委任状（委任のある場合のみ）、使用印鑑届
2. 組織	上記に同じ
3. 所在地	登記簿謄本（法人） 許可官庁に提出した記載事項変更届のコピー（個人）
4. 代表者	登記簿謄本、委任状（委任のある場合のみ）、許可（登録）証明書、身分証明書
5. 受任者	委任状
6. 使用印	使用印鑑届（使用印が実印の場合は、印鑑証明書を添付する）
7. 専任技術者	専任技術者証明書のコピー、国家資格の合格証明書のコピー等
8. 廃業	廃業届
9. 許可（登録）の更新又は取消	許可（登録）証明書又は許可（登録）通知書のコピー等
10. 電話番号	※添付書類は不要です。

【変更届】 様式は水巻町ホームページに掲載（貴社の様式でも可）。変更事項記入の上、変更事項に応じた上記書類を添付。

※申請書提出後、上記1～5の変更事項が生じた場合、添付書類とあわせて債権者登録申請書の提出をお願いします。（債権者登録済みの場合のみ）

問い合わせ先

〒807-8501 福岡県遠賀郡水巻町頃末北一丁目1番1号
水巻町役場 財政課管財係 電話（093）201-4321（内線211～213）
